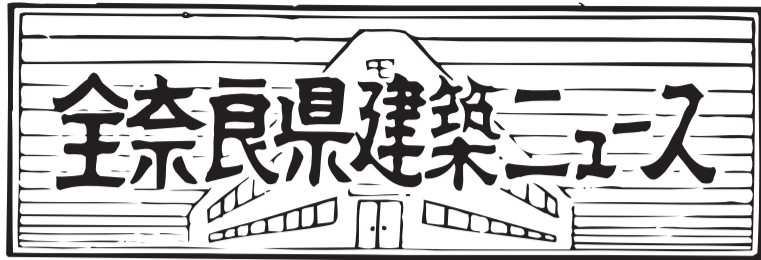


熱中症には気をつけて下さい 熱中症による建設業の死傷者278人。 死亡者は5人で業種別では最多。

暑さによる注意力の低下、睡眠不足による疲労の蓄積等により労働災害が増えてきます。水分と塩分の補給と休憩は小まめに。



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
http://www.narakenchiku.com
access-mail@narakenchiku.com

命を守るために ヘルメット着用 の徹底を

ヘルメット（保護帽）の着用、高所作業での仮設足場の設置・安全帯着用を順守されていますか。近年、墜転落災害による死亡者が増えています。

労働安全衛生規則に基づく 保護帽着用が義務付けられている主な作業

1	不整地における5トン以上の運搬車の荷の積み下ろし作業	12	鋼橋架設等作業
2	5トン以上の貨物自動車の荷の積み下ろし作業	13	木造建築物の組立等作業
3	建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いて行う荷のつり上げ、つり下げ等作業	14	コンクリート造の工作物の解体または破壊作業
4	型わく支保工の組立作業	15	コンクリート橋架設等の作業
5	地山の掘削作業	16	2m以上の高所作業
6	明り掘削作業	17	物体の飛来のおそれのある場合
7	土止め支保工作業	18	高層建築物等でその上方から物体が飛来または落下するおそれのある作業
8	ずい道等の掘削作業	19	足場の組立等作業
9	ずい道等の履工作業	20	高圧活線近接作業
10	ずい道等の建設施行	21	低圧活線近接作業
11	鉄骨の組立等作業		

統計から見るヘルメット着用的重要性

平成27年分のはしご等からの墜転落による死亡災害の約73%は頭部負傷

ヘルメットは労働安全衛生規則により建設業は上記表の作業で着用が義務付けられています。墜転落だけでなく、飛来物や感電などからも頭部を保護する目的があるので着用を徹底してください。

ヘルメットは労働安全衛生規則により建設業は上記表の作業で着用が義務付けられています。墜転落だけでなく、飛来物や感電などからも頭部を保護する目的があるので着用を徹底してください。

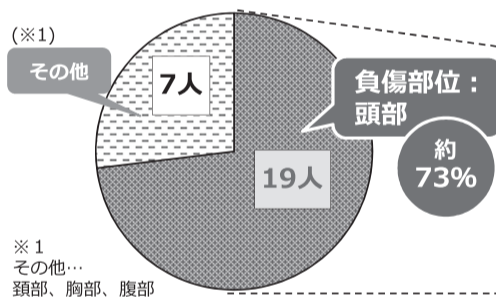
ヘルメットを着用していないという結果になります。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

ヘルメットは労働安全衛生規則により建設業は上記表の作業で着用が義務付けられています。墜転落だけでなく、飛来物や感電などからも頭部を保護する目的があるので着用を徹底してください。

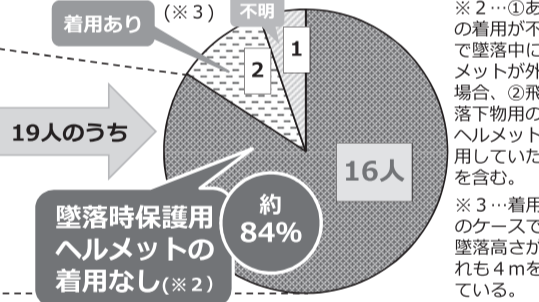
ヘルメットを着用していないという結果になります。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

ヘルメットを着用していないという結果になります。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



現場従事者の処遇改善・賃金引上げを！

関西地協・大手企業交渉

関西地協では5月21日と22日に大手ゼネコンと住宅企業に対し、建設従事者の処遇改善を求める要望書に基づいて交渉を実施しました。

交渉先企業は積水ハウス・大和ハウス・住友林業・奥村組など8社。現場施工を支える二次以下の建築業者・労働者の大幅な処遇改善を求めるため、「賃金単価引上げ、働き方改革への対応、不払い問題等」の要望項目に対して回答を求めました。

積水ハウスの回答抜粋。働き方改革への対応では作業効率化、併せて出荷時期や工種毎の平準化を進め、工事作業の繁閑差を減らすことで収入増加へつなげていきたい。CCUSについては技能者の資格、現場への貢献、品質と安全管理を総合的に評価する独自の報奨金制度や福利厚生制度を運用し、大工選手権イベントを開催し施工従事者のモチベーションアップに取組んでおりCCUSの積極的な運用は行っていない。中東情勢の悪化に伴う建設資材の価格高騰等については建材の殆どを自社工場出荷しており材工共の発注でない部分が大抵のため、上昇分の価格転嫁を施工協力会社へ押し付けてはいないとの回答。



組合側と企業側との賃金引上げ交渉

1983年から継続して行っている関西地協大手企業交渉は、重層下請構造の頂点に立つ元方企業に現場の実態を知り要求に耳を傾けてもらうことが必要であることから、企業側と組合側の共通認識のもとで行われています。

ゼネコン・住宅企業への要請書（抄）

・国による技能労働者の適切な賃金水準を確保し、労務費×15%程度を基準に支払ってください。

・働き方改革法全面適用に對して、法令遵守を確実に出来る余裕を持った工期設定と必要な経費を見込んだ単価設定をしてください。

・「賃金」「工事代金」などの立て替え払いを速やかに払い、下請け業者などを救済して下さい。

奈良建築青協活動

家族レクリエーション

モルック大会は大盛り上がり、77名の大家族がBBQを通じて交流

5月31日に宇陀市の平成榛原こどもの森公園(CAUNA)において、奈良青協の恒例イベントである家族レクリエーションを開催しました。当日は朝から天候もよく各支部より全員で77名と多くの参加者となりました。大人達はビール片手に炭を囲んで楽しく歓談し、子供たちは遊具や貰った景品で遊んでいました。

今回はモルック大会をすることとなりました。モルックとはフィンランドのカレリア地方の伝統的なキイッカ



大人はビール片手に組合談義

ちびっこ向けのおもちやのくじ引きが始まると、目当

ての景品を狙うために長蛇の列となりました。この公園の良いところは周りを緑に囲まれ、隣にはソリ滑りができる場所があるなど、自然を満喫できるので、大人達ものんびり出来るところだと思えます。家族レクリエーションの最大の魅力は、各支部から集まった青年層仲間が組合活動の悩みや魅力、仕事の近況などを語り合ったりして親交を深められるところだと思います。同時に奥さんや家族にも組合活動への理解も得られることが一番です。

(本部書記 中西記)



77名もの家族が参加されました

全建総連 仕事づくり戦略フォーラムに参加

6月4日に横浜市で全建総連主催の「仕事づくり戦略フォーラム」が開催され、生駒支部の横田昌浩氏による「いこま空き家流通促進プラットフォーム」の活動について特別講演がありました。生駒市では平成30年5月から市と専門事業者団体が連携協定を締結して空き家の流通促進事業を行っています。この事業は生駒市が空き家所有者にアプローチを行い、専門事業者が所有者支援をし

ながら空き家を市場に流通させるシステムです。魅力や利便性は行政が関わっている安心感と所有者と専門業者との連携がスムーズに行えることです。

生駒支部の仲間が専門事業者として登録し、対象物件の現場調査から見積りと施工、工事完了後の報告書作成まで行います。生駒支部としては地元建築職人のPRをかねて活動に参加しています。

空き家流通事業の他にも市広報を活用して、壁塗り

この度の講演では空き家対策事業の成立や生駒支部の関わり方、事業継続の難しさなどを講演いただき、全国から参加

やクロス張り・襖張り等のDIYセミナーや子供向けレターケース作りなどの活動を行っております。

生駒支部の仲間が専門事業者として登録し、対象物件の現場調査から見積りと施工、工事完了後の報告書作成まで行います。生駒支部としては地元建築職人のPRをかねて活動に参加しています。

空き家流通事業の他にも市広報を活用して、壁塗り

(本部書記 能城記)



生駒市の空き家対策について講演される横田氏

桜井支部 組織拡大行動・安全パトロール

5月27日の午後から組織拡大行動と安全パトロールを実施しました。支部長の笠谷さん、副支部長の味波さん、書記長の福嶋さんが参加して、市内の現場を加入パンフレットとティッシュを持って現場を訪問し、現場で声を掛けることができました。

現場は三輪の方にありますか?と声掛けをしたところ、「組合に入

入っているよ」ということで安全作業と未加入者の紹介をお願いしました。

今回は安全第一のシールを現場で一緒に貼っていただき安全啓発に努めました。これからも地道に声掛けをして、一人でも多くの方に興味を持っていただけたよう頑張っていきたいと思っております。(支部長 笠谷嘉成記)



役員3名と本部書記で組織拡大パトロール

斑鳩支部 組織拡大&防災パトロール

5月22日に斑鳩支部では役員5名で車1台にて建築組合のマグネットシートを貼り、組織拡大と防災パトロールを行いました。はじめに町役場・JA斑鳩支店・公民館三ヶ所、銀行二か所・保健福祉会館(生き生きプラザ斑鳩)・文化振興センター(いかるがホール)にポスターとティッシュを配りアピール運動をしました。

地元の各集会所に支部役員が顔を出し、コミュニケーションをとることで少しでも組織拡大に

繋がればいいのではと思っております。今後もしっかりと続けてまいります。最後に信貴山千手院の修繕工事にて孫七瓦工業の松島さんにティッシュを配り、組合のメッセージを説明しました。そして安全管理等も点検を行い無事終了しました。

(支部長 吉川達也記)



組織拡大&防災パトを実施



支部参役と分会長・防災委員で防災パトロール

防災パトロール

梅雨の蒸し暑い季節。怪我ゼロを呼び掛ける

梅雨の晴れ間の6月9日に防災パトロールを支部参役・各分会長・防災委員の8人で2班（北葛南班、北班）に分かれ、本部からの宣伝カーと支部の車で防災パトロールを行いました。

新築現場では大阪の職人でしたが、声掛けやチラシ、パンフレットを渡して事故災害のないようにと仮設足場や丸ノコのチェックをお願いしました。リフォームの現場では組合員の大工さんがいましたので、ポスター・ティッシュ・パンフを渡して怪我のないようにお願いしました。各分会長の自宅や事務所を回り、



事業所を訪問、ご安全にと声掛け

建築組合への新規加入者の紹介をお願いして防災パトロールを終わりました。これから暑くなり体調管理の大変な時期に入りますが、無理なく安全第一で事故災害がないように皆様の健康と安全をお祈り致します。
(財政長 藤井本正明記)

組合顧問弁護士へご相談下さい

- ◎工事中・後の施主との 工事代金不払い
- ◎手形や小切手の取引の問題
- ◎債権回収の相談
- ◎竣工後の施工面のクレーム
- ◎従業員の賃金や雇用等に関する問題
- ◎元請や業者間との賃金不払い

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。

- ・まずは組合本部へご連絡下さい。
 - ・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。
- 奈良総合法律事務所 0744-23-8611

機関紙がホームページでもご覧になれます

詳しくはこちら↓



休憩時間のコーヒーと共に、現場や事務所でも全奈良県建築ニュースを読んでみませんか。(組合からのお知らせ欄で閲覧)

奈良	115
生駒	167
山添	27
都祁	11
郡山	48
斑鳩	38
天理	154
東宇陀	14
田原本	65
北葛	281
桜井	120
香芝	96
宇陀	118
橿原	451
菟田野	40
東吉野	18
御所	77
吉野	49
中吉野	52
五条	89
川上	10
西吉野	5
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2,062

組合員 2,062名 支部組織人員(令和8年6月20日現在)

『先月より14名減』

ようこそ 組合の仲間へ

令和8年6月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
北葛	吉田 大樹	17	防水工	若森 亮成
橿原	平原 裕子	45	事務職	平原 大輔

仲間や建築現場の紹介をお願いします

組合では春と秋に組織拡大強化月間を設けて、新規加入者97名を目標に各支部組織拡大運動に取り組んでいます。現場や取引先や友人知人など、組合に未加入の建築関係の方がおられましたら、事業主・一人親方・職人を問わずご紹介をお願いします。組合事業内容として中建国保、労災保険、税金申告、建設業許可などの相談を詳しくご説明させていただきます。ご紹介いただける方がおられましたら、組合本部または所属支部までご連絡ください。皆さんによる「未加入者の掘り起し」と「声かけ」が最大の力となります。



今月の労災事故件数

(令和8年5月21日～令和8年6月20日まで)

一人親方2件／一括有期9件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	1	2	3
2. 転倒	1	0	1	2
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	1	0	1
5. 切れ・擦れ	0	1	0	1
6. 踏み抜き	0	0	1	1
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	1	0	2	3
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	0	0	0	0
合計	2	3	6	11

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良支部では各種技能講習会をおこなっています。
※(組本)は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催
問合せ先 0742-3612040

◎建築物石綿含有建材調査者講習
学科 8月18日、19日

◎石綿作業主任者技能講習
学科 7月16日、17日

◎建設業労働災害防止協会主催
問合せ先 0742-2213345

◎石綿作業主任者技能講習
学科 令和9年1月19日、20日

◎足場の組立て等作業主任者技能講習
学科 9月9日、10日

◎建築物石綿含有建材調査者講習
学科 7月16日、17日

学科 9月16日、17日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良支部までお問合せ下さい。

基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

心からご冥福をお祈りいたします
亡くなられた仲間
令和8年6月死亡

橿原支部 中川 末一氏 左官(78歳)

昨年6月より、労働者への熱中症対策が義務化 「見つける⇒判断する⇒対処する」

近年の猛暑の影響で増加している重篤化した熱中症による死亡事故を防ぐため、厚労省において、令和7年6月1日より改正労働安全規則が施行されています。

熱中症対策が罰則付きの義務化になります

この改正規則では、労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付けており、事業者が熱中症対策を適正に行わなかった場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金という罰則が科されます。

義務化の主な内容

改正規則は基本的な考え方として「見つける⇒判断する⇒対処する」を掲げています。現場で熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」・「手順作成」・「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

「対象」となるのは、

- (1) 継続的な手及び腕の作業、腕及び足の作業のなど（例：釘打ち、盛土）
- (2) 「WBGT（暑さ指数）28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を越えての実施が見込まれる作業。

※WBGTの確認方法は、環境省の熱中症予防情報サイト、日本気象協会 tenki.jpで熱中症情報の発信等を行っています。

「体制整備」

- (1) 職場で「熱中症の自覚症状がある作業員（発症者）」や、「熱中症のおそれのある作業員を見つけた者（発見者）」がその旨を報告するための「熱中症担当者」をあらかじめ決めておきます。
- (2) 職場で熱中症のおそれのある労働者を把握した場合、迅速かつ確かな判断が可能となるように、「事業者における緊急連絡網」「緊急搬送先の連絡先及び所在地等」をあらかじめ確認しておきます。

「手順体制」

職場で熱中症のおそれのある労働者を把握した場合の、「作業離脱（作業をやめる）」「身体冷却（発症者を安静にし体を冷やす）」「医療機関への搬送」等の重篤化を防止するための対応をまとめ、フローチャートを作成します。

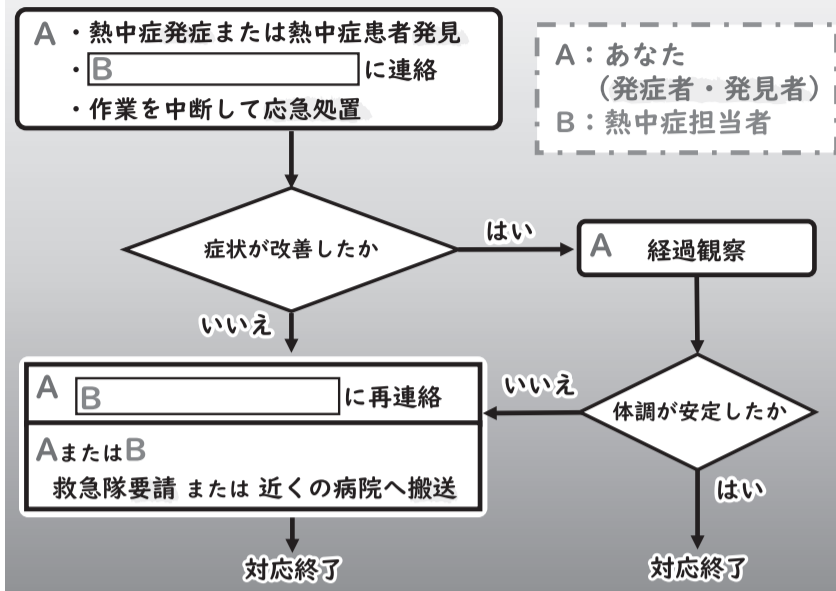
「関係者への周知」

熱中症のおそれのある労働者を把握した際の手順や連絡体制を関係者に対し周知します。（例1）関係者に対し、朝礼やミーティングで熱中症担当者や発生時の対応について説明する（例2）作成した熱中症発生時のフローチャートを事業場、会議室や休憩所などのわかりやすい場所へ掲示する。

作成日： 年 月 日

作成者：

「熱中症」対応フロー



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 熱中症担当者

担当者：

TEL：

・上記連絡先に連絡がつかない時は
緊急処置や救急隊要請を優先し、
事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請
119番!

近くの病院：

住所：

TEL：

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！
（熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！）

※本資料は厚生労働省が提示しているものを参考に農業現場に沿うよう、農林水産省にて作成しています。

これからの建設業に必須のスキルを学ぶ！

応急仮設木造住宅建設に必要な CCUS学習会

「CCUS（建設キャリアアップシステム）って何？」 「どうして今必要なの？」
そんな疑問をわかりやすくすっきり解決します！実際に操作しながら学べる内容です。
★組合員以外の方の参加も大歓迎です！お気軽にご参加ください。

日時	令和8年（2026年）8月9日（日） 13:00～
場所	奈良県建築組合 本部 〒634-0813 奈良県橿原市小綱町9-8 ※駐車場あり（台数に限りがありますので、公共交通機関でのご来場もご検討ください）
講師	全建総連 事業推進室長 酒井 仁巳氏
参加費	無料
対象者	組合員、および建設業に関わるすべての方（組合員以外も大歓迎！）

【当日の持ち物】

- 筆記用具
- スマートフォン または タブレット

※実際に端末を操作しながら解説・体験していただく時間を用意しています。

お申し込み方法

申込締切：令和8年8月3日（月）まで

① お電話からのお申し込み

奈良県建築組合 本部まで直接ご連絡ください。

0744-22-5115

② QRコードからのお申し込み



スマホで読み取ると、専用の申し込みフォームが開きます。

「熱中症予防管理者教育」 講習のご案内

主催：奈良県建築労働協同組合

これまでの熱中症予防対策は、作業環境改善や健康管理の一環として位置づけられてきましたが、近年、建設業や運送業などに限らず熱中症が頻発しており、休業者、死亡者ともに増加傾向にあることから、関係法令が改正され、その対策が義務化されました。

事業主、現場監督、安全衛生の担当者等、熱中症予防のための管理者として職務が遂行できる方を対象に「熱中症予防管理者教育」を下記の通り開催致します。ぜひ、この機会に受講して頂きますようご案内します。

日 時 7月19日（日）13時～17時

場 所 組合本部

定 員 40名

※15名以下の場合には開催しません。

受講料 組合員 5,000円、組合外8,000円

（テキスト代込）

講習内容 熱中症の症状、予防、救急措置、事例など（210分）※受講された方には「熱中症予防管理者教育」の修了証を交付いたします。

申込先 申込書と受講料の提出先は「組合本部」まで。FAXまたはメールにて受付（7/10必着）申込書は組合本部にありますのでご連絡頂ければFAXさせていただきます。

受講料は「組合本部」へ持参または振込み。

